

ヨ―ネ病問題に関する再質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十九年十月十五日

参議院議長 江田 五月 殿

紙 智 子

ヨーネ病問題に関する再質問主意書

私が九月十二日に提出した「ヨーネ病問題に関する質問主意書」に対する答弁書（以下「前回答弁書」という。）を九月二十五日に受領した。前回答弁書を精査したが、答弁内容は、ヨーネ病問題を解明するには極めて不十分かつ不正確な内容であると言わざるを得ず、これでは事実を解明することができない。

そこで、以下質問する。

一 ヨーネライサ並びに、ヨーネライサ2 使用による検査件数を年度別に明らかにされたい。また、陽性患者と診断された根拠としてヨーネライサないしはヨーネライサ2 が使われた件数、ヨーネライサ以外の診断法との組合せで摘発がなされた件数を明らかにされたい。また、ヨーネライサ2 により陽性とされた患者の数を明らかにされたい。

二 前回答弁書では「一般的にエライザ抗体検査を含め、抗体検査の特性として、疾病にかかっていない家畜であつても陽性を示す可能性があるものと認識している。」としているが、国がこのような見解の下に伝染病予防対策を進めているとすれば問題である。

1 病気にかかっていない動物も陽性となり淘汰されることがあるという断り書きが当該診断キットに明

示されているのか、明らかにされたい。

2 病気にかかっていない動物も誤って陽性となり淘汰される可能性があるとして、当該キットを防疫に使用する都道府県に対し農林水産省は説明しているのか明らかにされたい。

3 病気にかかっていない動物も誤って陽性となり淘汰される可能性について、検査対象農家に事前に説明してきたか、また、都道府県に対してどのように指導をしてきたのか明らかにされたい。

4 ヨーネライサを用いた場合、疾病にかかっていない家畜が陽性を示す可能性があるか否かについて、どのような評価過程を経て検査法として病性鑑定指針に組み入れたのか、担当機関及び説明する記録を明らかにされたい。

5 ヨーネ病の診断において、「一般的にエライザ抗体検査を含め、抗体検査の特性として、疾病にかかっていない家畜であっても陽性を示す可能性があるものと認識している。」との前回答弁書の科学的裏付けとなる科学論文名及び論文作成者名を明らかにされたい。

三 前回答弁書にある「このため、都道府県におけるエライザ抗体検査を用いたヨーネ病の確定診断に当たっては、複数回の検査を行うなど、正確な診断に努めるよう指導しているところである。」との答弁に

ついて理解しがたい。

1 「疾病にかかっていない家畜であつても陽性を示す可能性のある」検査法を用いて同一動物を複数回検査しても、非特異陽性で生じた結果は再評価できないと思われるが、なぜ正確な診断ができると考えるのか、明らかにされたい。

2 ヨーネライサが陽性となつた場合、非特異陽性の可能性を否定するために、他の診断法、例えば菌分離法による再確認を行うように指導しているのか、明らかにされたい。

3 従来より診断淘汰の実施を重ねてきている経過において、「陽性」と診断された家畜が、政府が答弁するように「病気にかかっていない家畜で陽性を示している」家畜であるか否かを具体的にどのような評価してきたのか、明らかにされたい。

4 従来のヨーネ病の検査の実施において、ヨーネライサ、細菌学的検査、ヨーニン反応など法に定める検査を平行して行った場合に、検査結果の一致がどの程度認められたのか、具体的に明らかにされたか。

四 前回答弁書にある「ヨーネ病の患畜頭数が増加したのは、発生状況の把握のための検査の強化により、

検査の対象となった家畜の頭数が増加したことによるものと認識している。」とあるが、果たしてそのようなのか、疑問がある。

1 検査頭数の増加が陽性牛の増加につながることは想像できるが、今回農林水産省が、ヨーネライサ2に見られるという牛のウイルス病の不活化ワクチンを接種した牛の一部には、ヨーネ病陰性にもかかわらずヨーネ病陽性と判定される可能性があるという指示をしたことから、これにより誤って淘汰された牛がいるものと推定される。しかし、前回答弁書では、この頭数がどのくらいであるのかとの答弁にはなっていない。この点について、これまでの調査に基づいた根拠と見解を再度明らかにされたい。

2 前回答弁書にある「ヨーネ病の患畜頭数が増加したのは、発生状況の把握のための検査の強化により、検査の対象となった家畜の頭数が増加したことによるものと認識している。」との答弁が、疫学的に妥当であることを示す根拠を明らかにされたい。

3 牛のウイルス病の不活化ワクチン接種とヨーネライサ陽性との関連の有無について、この問題が指摘されてからどのような調査研究が遂行されているのか、また、その進展について具体的にそれぞれ明らかにされたい。

五 政府は「過去にエライザ抗体検査によって陽性となったものについて再検査する場合、時間の経過等により、検査材料が以前の検査時より劣化することから、科学的に適切な再検査ができないと考えている。」と答弁したが、通常、単クローン抗体においては抗体が不安定な場合もあるが、ポリクローナルの免疫抗体の抗体価は相当の期間安定なものではないか。ヨーネ病の感染により生じる血清抗体が、特に四度の冷蔵保存やマイナス二十度での凍結保存により著しく低下して検査不能になるということがあるなら、その科学的なデータを明らかにされたい。

六 農林水産省は家畜伝染病の血清学的な診断を実施する都道府県の機関に対して、検査に用いた血清などのサンプルを再試験に備えて保存するように指導しているのか、明らかにされたい。

七 政府は「また、現在のところ、エライザ抗体検査のほかに血清を検査することによりヨーネ病の診断を行う適切な方法はないと承知している。」と答弁したが、これは、共立製薬が販売するヨーネライサのみが市販キットであるということなのか明らかにされたい。

八 都道府県でヨーネライサ2による非特異反応が問題視されたのは数年前からと聞いているが、都道府県より問題が指摘された際に、共立製薬の製品以外のエライザ法による特異性の評価はいずれかの研究機関

において研究がなされたのか。また、その結果はどうであったのか、明らかにされたい。

九 ヨーネ病診断に用いるキット製品が、一社製造の一種類のみでなされていることは適切であると考えるか。今回のような問題が生じた場合や製造工程のトラブルなどが生じた場合に、ヨーネ病の防疫に支障が起らないか、明らかにされたい。

十 政府は「家畜伝染病予防法におけるヨーネ病患者の殺処分に対する手当金」について答弁したが、これは非特異反応の問題とは無関係な、家畜伝染病予防法に基づく手当金の説明である。陰性でありながら陽性と診断がなされた場合、有形無形の損害が農家に生じることは明らかであり、それに対する国家補償をすべきであると考え、政府の見解を示されたい。

十一 政府は家畜伝染病予防法を根拠に防疫をしているが、今回のような診断法に不備が明らかになった場合、法的な根拠や要領を作成して指導している農林水産省から農家に対して何らかの謝罪や説明を要すると思うが、どのような対応を採ったのか明らかにされたい。

十二 「牛用ワクチン接種とヨーネ病ELISA価の非特異的上昇に関する試験成績」はどのような経過で研究推進が決定されたのか、当該研究の課題名及び予算の根拠について明らかにされたい。また、前回答

弁書で具体的な内容が明らかにされていない、牛用ワクチンとの関連する非特異反応以外の可能性について、どのような研究が実施されているのか明らかにされたい。

十三 少なくとも、都道府県より非特異が指摘され始めてからいかなる研究がなされたかを把握すること
は、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の一機関である動物衛生研究所が研究機能を果たして
きたかを評価する上で、また、なぜ疑義が示されてから農林水産省より都道府県に対して通達がなされる
まで期間を要したのかを理解する上でも必要である。動物衛生研究所にて進めてきたという、ヨーネライ
サ抗体検査における非特異反応が起こる原因を究明するための研究に関する過去及び現在の具体的な研究
課題名を明らかにされたい。

十四 今回、ヨーネ病の血清学的な診断において、ワクチンに起因したとされる非特異の問題が明るみに出
たが、同様の原因が他の疾病の血清診断に及ぼす影響はないのか。これについても早急に検討を進めるべ
きであると思われる。この点に関して、研究並びに行政レベルでの対応について明らかにすべき点があ
る。

1 ウイルス病以外のワクチンに関連した牛、若しくは他の動物の免疫診断に及ぼす影響について、ヨー

ネ病以外の診断に関して、これを確認するための調査研究を行ったか明らかにされたい。

2 これまでの調査研究で明らかになったこと、並びに研究がどのように計画され進められているのかを明らかにされたい。

3 政府が今回の非特異の原因としている牛のワクチンについて、その成分や製造方法について再検討を実施しているのか、実施しているのであれば内容を明らかにされたい。

右質問する。